

◎ 特別割引用 I C カード取扱規則

制定 平成 29. 3

(目的)

第 1 条 この規則は、IC 乗車券取扱規程（以下「規程」という。）に規定された IC 乗車券のうち、記名式 IC 乗車券である「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」（以下「特別割引用 IC カード」という。）により、当社線の旅客の運送等について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- 第 2 条 特別割引用 IC カードの取扱いについては、規程のほか、この規則によるものとします。
- 2 この規則が改正された場合、以後の特別割引用 IC カードによる旅客の運送等については、改正された規則の定めるところによります。
- 3 この規則に定めていない事項については、営業規則等に定めるところによります。
- 4 特別割引用 IC カードによる共通利用が可能な線内のうち、当社線以外の運送等については、当該社局の営業規則等に定めるところによります。

(用語の意義)

- 第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、規程、営業規則、身体障害者旅客運賃割引規程及び知的障害者旅客運賃割引規程等に定める定義によるものとします。
- (1) 「本人用カード」とは、身体障害者のうち第 1 種身体障害者又は知的障害者のうち第 1 種知的障害者の本人が使用できる特別割引用 IC カードをいいます。
- (2) 「介護者用カード」とは、第 1 種身体障害者又は第 1 種知的障害者が本人用カードで乗車する際、介護者として同行する旅客のみが使用できる特別割引用 IC カードをいいます。

(使用資格)

- 第 4 条 本人用カードは、当該カードに記名された身体障害者又は知的障害者本人のみが使用できます。
- 2 介護者用カードは、介護能力があると鉄道係員が認めた者で、本人用カードに記名された身体障害者又は知的障害者本人に同行する場合にのみ使用できます。

(規則等の変更)

第 5 条 この規則及びこれに基づき定められた規定等は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意)

第 6 条 旅客は、この規則及びこれに基づき定めた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(使用方法)

- 第7条 身体障害者又は知的障害者が本人用カードを使用して当社線内を乗車するときは、介護者用カードを所持する介護者と同時に改札機等による改札を受けて入場し、同一のIC乗車券により、同時に改札機等による改札を受けて出場しなければなりません。
- 2 本人用カード利用者が車椅子を使用する際は、介護者を2名まで同行させることができます。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、券売機等で割引普通乗車券を購入し同行することができます。
- 3 前各項にかかわらず、当社線内を100キロメートルをこえて乗車する場合は、介護者の同行は必要がないものとします。

(適用運賃)

- 第8条 前条に規定する使用方法により、特別割引用ICカードを使用する場合、特別割引用ICカードから、身体障害者旅客運賃割引規程第6条及び知的障害者旅客運賃割引規程第6条に定める割引率5割を当該乗車区間の片道普通旅客運賃に乗じた額を出場時に収受します。

(手帳の携帯)

- 第9条 特別割引用ICカードを使用する場合、身体障害者手帳又は療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

(入場状態の特別割引用ICカードの取扱い)

- 第10条 前回利用時の出場情報がない特別割引用ICカード利用者から運賃又は不足額を収受する場合で、不正乗車とならない場合は、第8条の運賃を適用します。
- 2 身体障害者手帳または療育手帳を携帯していない場合は、第8条の運賃は適用せず、所定の普通旅客運賃を適用し、収受するものとします。

(無効となる場合)

- 第11条 規程第21条のほか、次の各号の1に該当する場合は無効とします。
- (1) 本人用カードと介護者用カードを同時かつ同区間以外で使用したとき
 - (2) 第7条第3項の場合を除き、本人用カードを単独で使用したとき
 - (3) 介護者用カードを単独で使用したとき
 - (4) 本人用カードを記名人以外が使用したとき
 - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき
- 2 前項により、本人用カードを無効として回収したときは、介護者用カードも無効として回収します。また、介護者用カードを無効として回収したときは、本人用カードも回収します。

(使用停止)

- 第12条 前条に該当する事実が判明したときは、特別割引用ICカードを使用停止にすることがあります。
- 2 前項の規定による使用停止に際し、本人用カードの記名人に対して、特別割引用ICカード発行事業者から情報を得て、告知をする場合があります。
- 3 第1項の規定による使用停止に対して、当社はその責を負いません。

特 別 割 引 用 I C カ ー ド 取 扱 規 則

(特別割引用 IC カードの所有権)

第 13 条 特別割引用 IC カードの所有権は当該特別割引用 IC カードの発行事業者に帰属します。

2 特別割引用 IC カードが不要になったとき及びその特別割引用 I C カードを使用する資格を失ったときの取扱いは、当該特別割引用 IC カードの発行事業者が別に定めるところによります。

(免責事項)

第 14 条 第 11 条及び第 12 条の規定により、特別割引用 IC カードが使用できず、第 8 条に規定する運賃が適用されない場合でも、当社はその責を負いません。